

精神障害者保健福祉手帳

○精神障害者保健福祉手帳とは？

手帳の交付を受けられた方に対し、各種の福祉サービスが提供され、精神障がい者の社会復帰・社会参加の促進を図ることを目的としています。

なお、手帳の表題は、下記のように「障害者手帳」となります。

○手帳利用の用途は？

★ 障がいの等級に応じて所得税、住民税などの控除が受けられます。

★ 一部の公共施設の利用料が割引になります。

○手帳交付の対象となる方

精神障がいのために長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方が対象となります。統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質精神病、及びその他の精神疾患を有する方の全てが対象です。

○手帳を申請する場合

(1) 池田市障がい福祉課で申請書をお渡ししますので、記入の上、写真（たて4cm よこ3cm）及び医師の診断書（所定の様式のもので初診日から6ヶ月以上経過し、最近3ヶ月以内のもの）又は障害年金証書の写しを添えて提出してください。なお、年金証書の写しを添える場合は、さらに次の書類が必要です。

①一番最近の年金振込み通知書の写し又は一番最近の年金支払い通知書の写し

②年金事務所又は共済組合等に照会するための「同意書」（障がい福祉課でお渡しします）

(2) 申請書類に基づいて、池田市は、手帳交付の可否及び1～3級の障害等級を決定します。

(3) 手帳の交付を決定した場合は、池田市より交付通知書を申請から2ヶ月～3ヶ月後（診断書、年金証書の内容によって前後する場合があります。）に申請者あてに送付いたします。（交付されない場合は、交付しない旨の通知書を送付します）

(4) 送付された交付通知書を、申請書類を提出した障がい福祉課までお持ちください。交付通知書と引き換えに手帳をお渡しします。その際、みとめ印をお持ちください。（既に手帳を交付されている場合は、その手帳もお持ちください）

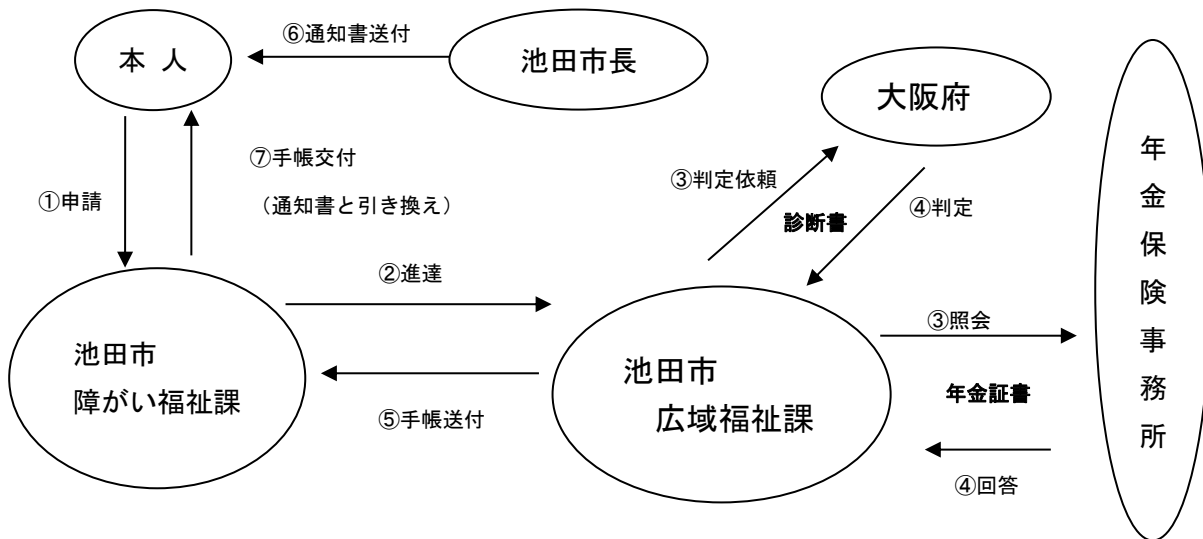
○手帳の有効期限

手帳の有効期限は2年です。更新される場合には更新の手続きが必要です。手続きは有効期限の3ヶ月前から行うことができます。

障害者手帳

池田市

○交付(更新)申請の手順



○手続きに必要な書類等 ※下記の申請には本人のマイナンバーのわかるもの（マイナンバーカードまたは通知カード）が必要です。

新規	診断書での申請	①障害者手帳申請書 ②診断書（精神障がい者保健福祉手帳用） ③写真（たて4 cm よこ3 cm）
	精神障がいのみ（てんかんを除く）を事由とする障害年金証書での申請	①障害者手帳申請書 ②障害年金証書の写し ③直近の年金振込み通知書又は年金支払い通知書 ④社会保険事務所照会用の同意書 ⑤写真（たて4 cm よこ3 cm）
更新	新規と同様の書類+精神障害者保健福祉手帳の写し	
再交付 （紛失・破損）	① 障害者手帳再交付申請書 （破損の場合は精神障害者保健福祉手帳の写し） ② 写真（たて4 cm よこ3 cm）	
池田市外からの転入	① 精神障害者手帳申請書 ② 精神障害者保健福祉手帳 ③ 写真（たて4 cm よこ3 cm）	
等級変更	① 新規申請時と同様の書類 ② 写真（たて4 cm よこ3 cm）	

※申請書、診断書、同意書は障がい福祉課の窓口にあります。

自立支援医療制度



○自立支援医療制度について

精神疾患治療のため通院で必要となった医療費の自己負担額が原則1割になる制度です。あなたやあなたの世帯（注）の収入に応じて、1ヶ月あたりの自己負担額に上限がもうけられます。（高額治療継続者に該当する方に限る）

有効期限は1年です。有効期限の3ヶ月前から更新の手続きを行うことができます。

（注）本制度の「世帯」とは、住民票上の世帯に関わりなく、同じ健康保険に加入している家族です。

所得区分	所得区分の内容	負担上限の月額
生活保護	生活保護を受給している世帯	0円
低所得1	市民税が非課税の世帯で、 受給者本人の収入が年間80万円以下の方	2,500円
低所得2	市民税が非課税の世帯で、低所得1に該当しない方	5,000円
市民税 課税世帯	市民税（所得割）の額が3万3千円未満の方	5,000円
	市民税（所得割）の額が3万3千円以上23万5千円未満の方	10,000円
	市民税（所得割）の額が23万5千円以上の方	20,000円※

・大阪府内市町村国民健康保険加入者については、国民健康保険が負担を行うので、患者負担は生じません。

※市町村民税（所得割）が23万5千円以上で高額治療継続者に「該当」する方は、経過措置として認定を受けることができます。

○必要書類

- ① 自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請書
- ② 診断書（新規申請時必要、継続申請時：病状や治療方針に変更がない場合は「2年に1度の提出」）
- ③ 自立支援医療受給者証（新規申請以外は原則必要）
- ④ 同意書兼世帯状況申出書（自己負担の上限を決定するために必要です）
- ⑤ 健康保険証のコピー（世帯確認のため同一保険加入者全員のコピーが必要）（生活保護を受給されている方は不要）
- ⑥ 本人のマイナンバーのわかるもの（マイナンバーカードまたは通知カード）
- ⑦ 受給中の公的年金の種類や年間の受給額がわかるもの（年金の決定通知書や振込通知書等）

※ 住所・氏名等の変更、及び転入等に必要な書類については下記までお問い合わせ下さい。

○窓口 **障がい福祉課**

障 害 年 金

(1) 障害基礎年金(国民年金)

対象者	<p>① 国民年金の被保険者期間中、または被保険者の資格を失った後でも 60 歳以上 65 歳未満で日本国内に住んでいる間に初診日のある傷病によって、初診日から 1 年 6 か月を経過した日、1 年 6 か月以内に治った日あるいは症状が固定した日（いずれも障害認定日といいます）に、障害等級表の 1 級または 2 級の障がいの状態に該当する場合、または障害認定日に障害等級表の 1 級または 2 級の障がいの状態になかった人が、その後 65 歳に達するまでの間にその障がいが悪化し、障害等級表の 1 級または 2 級の障がいの状態になり、65 歳に達するまでの間に本人が請求した場合（事後重症請求）で次のいずれかの保険料納付要件を満たしている人</p> <p>(ア) 初診日の前日において、初診日がある月の 2 か月前までの被保険者期間のうち、保険料を納めた月と保険料免除を受けた月を合わせて 3 分の 2 以上あること</p> <p>(イ) 令和 8 年 4 月 1 日前に初診日がある場合は、初診日の前日において、初診日がある月の 2 か月前までの直近 1 年間のうちに保険料の未納期間がないこと</p> <p>② 20 歳前に初診日のある傷病によって 20 歳に達したとき(障害認定日が 20 歳以後の場合はその障害認定日)に障害等級表の 1 級または 2 級の障がいの状態に該当する場合、または障害認定日に障害等級表の 1 級または 2 級の障がいの状態になかった人が、その後 65 歳に達するまでの間にその障がいが悪化し、障害等級表の 1 級または 2 級の障がいの状態になり、65 歳に達するまでの間に請求した人(事後重症請求)</p>
年金額等	<p>年額 (令和 6 年度の金額)</p> <p>1 級※ <u>1, 020, 000 円</u> + 子の加算額 (昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれは 1, 017, 125 円)</p> <p>2 級※ <u>816, 000 円</u> + 子の加算額 (昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれは 813, 700 円)</p> <p>6・8・10・12・2・4 月の年 6 回に分けて支給されます。</p> <p>※この障害者手帳に記載された障害等級と、障害年金請求時に認定される障害等級は必ずしも一致しません。</p> <p>(注)・対象者の②については、本人の前年の所得が一定金額以上ある時は、年金の全額または半額が支給停止されます。</p> <p>・子の加算については、受給権者によって生計を維持されている子(18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子か、20 歳未満で 1 級または 2 級の障がいの状態にある子)があるときに加算されます。(加算額については下記担当にご確認下さい)</p> <p>・年金額は、年度毎に変更されます。</p>
窓 口	国保・年金課

(2) 障害厚生年金・障害手当金

※対象者および支給額等は下記窓口までご相談ください。

窓 口	<p>豊中年金事務所 (豊中市岡上の町 4-3-40)</p> <p>TEL 06-6848-6831</p>
-----	---

大阪府障がい者扶養共済制度

対 象 者	<p>身体障がい児（者）（身体障害者手帳1～3級）、知的障がい児（者）もしくは精神障がい者または同程度の永続的な障がいのある人の保護者であり、次の要件を満たしている人</p> <p>①大阪府内（大阪市及び堺市を除く）に在住していること ②65歳未満であること ③特別な病気がないこと</p>																					
内 容	<p>障がい者の保護者が加入者となって掛金を納入することにより、加入者が死亡または重度の障がいを有することとなったとき、障がい者に終身にわたり年金が支給される任意加入の共済制度です。</p>																					
年 金 額	<p>1口あたり 月額20,000円 障がい者1人につき2口まで加入できます。</p>																					
掛 金 額	<p>加入時の加入者（保護者）の年齢により掛金額は異なります。 ※平成20年4月より額が改訂されました。</p> <table border="0"> <tr> <td>1口あたりの月額</td> <td>35歳未満</td> <td>9,300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>35～39歳</td> <td>11,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>40～44歳</td> <td>14,300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>45～49歳</td> <td>17,300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50～54歳</td> <td>18,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>55～59歳</td> <td>20,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>60～64歳</td> <td>23,300円</td> </tr> </table> <p>(注)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢は、4月1日における満年齢で計算します。 ・1口目のみ、生活保護受給世帯は掛金の全額、市町村民税非課税世帯は掛金の半額、市町村民税所得割非課税世帯は掛金の3割を減免します。 ・掛金は、毎月末日までに納めていただきます。納付については銀行等の口座からの自動振替も利用できます。 ・途中で脱退されても、すでに払い込んだ掛金は返還されません。 	1口あたりの月額	35歳未満	9,300円		35～39歳	11,400円		40～44歳	14,300円		45～49歳	17,300円		50～54歳	18,800円		55～59歳	20,700円		60～64歳	23,300円
1口あたりの月額	35歳未満	9,300円																				
	35～39歳	11,400円																				
	40～44歳	14,300円																				
	45～49歳	17,300円																				
	50～54歳	18,800円																				
	55～59歳	20,700円																				
	60～64歳	23,300円																				
必要書類	<p>加入等申込書、加入者及び被加入者の住民票(写し)、加入申込者告知書、被加入者の障害証明書、年金管理者指定届出書、同意書</p>																					
窓 口	<p>障がい福祉課</p>																					

生活福祉資金の貸付

(1) 対象者

障がい者がいる世帯

(2) 内容

障がい者の在宅福祉および社会参加の促進を図るため、次表の貸付をおこなっています。

(3) 窓口

池田市社会福祉協議会 (TEL 751-0421)

種類	貸付限度額	据置期間	償還期間	資金使途
福祉資金 障がい者 自動車購入費	2,500,000円以内 (貸付利率年1.5%) ※ただし連帯保証人を 1名設定できる場合 無利子)	6ヶ月	8年以内 (96回)	障がい者自らの運転か、障がい者と生計を同一にするものの運転により、専ら当該障がい者の日常生活の便宜または社会参加の促進を図るための、自動車の購入に必要な経費

大阪府生活福祉資金には上表以外にも資金の種類があり、資金の貸付けと必要な相談支援を行っています。

(令和6年4月1日現在)

手 当

○特別障害者手当

20歳以上の重度の精神障がい者で、日常生活において常時介護を用する程度以上の障がいや他の障がいをあわせ持ち動作及び行動に著しい困難がある在宅の人を対象に支給されます。(所得制限があります。)

手当額は、月額28,840円で、毎年2月、5月、8月、11月の年4回に分けて支給されます。

※支給には所得、入院、入所などによる支給制限があります。

⇒詳しくは障がい福祉課へお問い合わせ下さい。

○障害児福祉手当

20歳未満で日常生活において、重度の障がいのため常に介護を要する在宅の人を対象に支給されます。(所得制限があります。)

手当額は、月額15,690円で、毎年2月、5月、8月、11月の年4回に分けて支給されます。 ⇒詳しくは発達支援課へお問い合わせ下さい。

○特別児童扶養手当

20歳未満で、中程度以上の精神または身体に障がいのある児童を監護している父もしくは母、または父母に代わり児童を養育している人を対象に支給されます。(所得制限があります。)

手当額は、1級は月額55,350円、2級は月額36,860円で、毎年4月、8月、11月の年3回に分けて支給されます。

※障害児福祉手当と特別児童扶養手当の支給には、所得や施設の入所、障がいを理由とする年金を受けている等により支給の制限があります。

⇒詳しくは発達支援課へお問い合わせ下さい。

○児童扶養手当

父または母が一定の障がい状態にある時にも受けることができます場合があります。手当額は全部支給の場合、月額1人目45,500円、2人目10,750円で、以降1人増すごとに6,450円が加算されます。(所得制限があります。)

⇒詳しくは子育て支援課へお問い合わせ下さい。

※上記各手当の月額額は令和6年4月1日現在のものです。

「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けられた方

○税制上の優遇措置が受けられます。

障害者手帳をお持ちの精神障がい者については、その障害等級に応じて所得税など税制上の優遇措置を受けることができます。

受けられる税制上の優遇措置は下記のとおりですが、手帳の障害等級で優遇措置の内容が異なりますのでご注意ください。

税制上の優遇措置の概要

措 置	内 容	問い合わせ先
所得税の障害者控除等	本人が障害者の場合、総所得金額等の合計額から以下の額を控除する。 2級・3級・・・27万円 1級・・・40万円 被扶養者が障害者の場合、総所得金額等の合計額から以下の額を控除する。 2級・3級・・・27万円 1級・・・75万円(同居の場合) 40万円(同居でない場合)	豊能税務署 TEL 751-2441
住民税の障害者控除等	本人が障害者の場合、総所得金額等の合計額から以下の額を控除する。 2級・3級・・・26万円 1級・・・30万円 被扶養者が障害者の場合、総所得金額等の合計額から以下の額を控除する。 2級・3級・・・26万円 1級・・・53万円(同居の場合) 30万円(同居でない場合) ※本人が障害者の場合、前年分合計所得が135万円以下の場合、住民税は課されない。	課税課
利子等の非課税(マル優)	元金が 350万円までの預貯金等 額面が 350万円までの国債等 } の利子に課税されない	各金融機関
相続税の障害者控除	詳しくは豊能税務署までお問い合わせ下さい。	豊能税務署 TEL 751-2441
贈与税の非課税	詳しくは豊能税務署までお問い合わせ下さい。	豊能税務署 TEL 751-2441
自動車税(種別割・環境性能割)の減免	精神保健福祉手帳1級でかつ自立支援医療費(精神通院)の支給認定を受けている方の通院等に利用される自動車に係る自動車税(種別割・環境性能割)が減免されます。(手帳と自立支援医療受給者証が必要) その他必要書類及び詳しい内容については豊能府税事務所または自動車税事務所までお問い合わせ下さい。	豊能府税事務所 TEL 752-4111 大阪自動車税事務所 寝屋川分室 TEL 072-823-1801
軽自動車税(環境性能割)	詳しくは軽自動車検査協会大阪主管事務所高槻支所内軽自動車税環境性能割担当までお問い合わせください。	軽自動車検査協会大阪主管事務所高槻支所内軽自動車税環境性能割担当 TEL 072-604-2772
軽自動車税(種別割)の減免(単車含む)	精神保健福祉手帳1級でかつ自立支援医療費(精神通院)の支給認定を受けている方の通院等に利用される軽自動車等に係る軽自動車税(種別割)が申請期限内に申請することにより減免されます。詳しくは課税課までお問い合わせ下さい。	課税課

○阪急バス等の利用料の助成

対象者	市内に居住（在宅）する精神障害者保健福祉手帳1・2級の所持者（生活保護受給者は除く。）
助成内容	阪急バスが発行するICカード乗車券「hanica（ハニカ）」にチャージ（入金）した費用2,000円（申請はチャージした日の属する年度内1回限り。） ただし、新規カード作成時に限っては、デポジット（預かり金）500円+チャージ1,500円分。
申請手続きに必要なもの	① 領収書（チャージ等の費用2,000円分の領収書に限る）※ ② 印鑑 ③ ICカード乗車券「hanica（ハニカ）」 ④ 振込先の本人名義の通帳 ④ 精神障害者保健福祉手帳（1・2級） ※氏名（フルネーム）の記入された領収書を案内所・営業所で発行してもらってください。
窓口	障がい福祉課

○府立施設の使用料が減免される場合があります。

◆大阪府営公園有料施設等における使用料の減免

施設名	①服部緑地②箕面公園③寝屋川公園④山田池公園⑤深北緑地⑥枚岡公園⑦久宝寺緑地 ⑧長野公園⑨石川河川公園⑩錦織公園⑪大泉緑地⑫浜寺公園⑬住吉公園⑭住之江公園 ⑮りんくう公園⑯二色の浜公園⑰蜻蛉池公園⑱せんなん里海公園
利用の内容	・有料公園施設（プール、野球場、テニスコート、駐車場等）を使用するとき ・催し等のために公園の一部を使用するとき
対象者 利用方法等	（対象者）[以下の場合全額免除] ・手帳の所持者及びその付添者（原則1名）が使用するとき。 ・社会福祉法人が社会福祉事業を行うことを目的として使用するとき。 （利用方法） ・あらかじめ所定の使用料減額・免除申請書を上記の公園事務所に提出してください。 ※詳しくは上記の公園事務所（下記の連絡先）にお問い合わせください。 ①06-6862-4945 ②072-721-3014 ③072-824-8800 ④072-851-4761 ⑤072-877-7471 ⑥072-981-2516 ⑦072-992-2489 ⑧0721-62-2772 ⑨072-956-1900 ⑩0721-24-1506 ⑪072-259-0316 ⑫072-262-6300 ⑬06-6671-2292 ⑭06-6685-9521 ⑮072-469-7717 ⑯072-422-0442 ⑰072-443-9671 ⑱072-494-2626

◆大阪府立博物館等における入館料の免除

施設名	①弥生文化博物館 ②近つ飛鳥博物館 ③大阪人権博物館
利用の内容	上記の博物館等に入館・観覧するとき
対象者 利用方法等	（対象者） ・精神障害者保健福祉手帳を所持する者及びその介護者 （利用方法） ・精神障害者保健福祉手帳を提示してください。 ※詳しくは、下記の連絡先にお問い合わせください。 ①0725-46-2162 ②0721-93-8321 ③06-4301-7783

※上記以外の府の施設においても使用料、入館料が減額または免除される場合があります。

詳しくは、事前に利用される施設にお問い合わせください。

◆大阪府立花の文化園等における入館料の免除

施設名	府立花の文化園
利用の内容	上記の施設に入園するとき
対象及び方法等	<p>(対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者保健福祉手帳を所持する者及びその介護者（1名） <p>(利用方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者保健福祉手帳を提示して下さい。 <p>※詳しくは、施設にお問い合わせ下さい。 TEL0721-63-8739</p>

◆大阪府立体育施設における使用料の減免

施設名	①府立体育会館（エディオンアリーナ大阪） ②府立臨海スポーツセンター ③府立門真スポーツセンター（東和薬品RACTABドーム） ④府立漕艇センター
利用の内容	①団体利用のみ ②～④個人利用及び団体利用
対象及び方法等	<p>(対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者保健福祉手帳を所持する者及びその介護者（1名） <p>(利用方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ所定の利用申込書及び使用料減額・免除申請書を施設に提出して下さい。 ・団体利用者は半額、個人利用者は全額免除されます。 <p>※詳しくは、各施設にお問い合わせ下さい。 ①TEL06-6631-0121 ②TEL072-268-8351 ③TEL072-881-3715 ④TEL072-268-3100</p>

◆社会教育施設における使用料の減免

施設名	①府立少年自然の家 ②府立中央図書館（ホール、会議室、駐車場）
利用の内容	上記の施設を利用するとき
対象及び方法等	<p>(対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①手帳の所持者及び付添者が組織する2名以上の団体（施設利用料のみ半額免除） ②手帳の所持者 <p>(利用方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ所定の利用申込書及び使用料減額、免除申請書を施設に提出して下さい。 <p>※詳しくは、各施設にお問い合わせ下さい。 ①TEL072-478-8331 ②TEL06-6745-0170</p>

※上記以外の府の施設においても使用料、入館料が減額又は免除される場合があります。

◆万博記念公園 入園料の免除

施設名	万博記念公園
利用の内容	上記の施設に入園するとき
対象 及び 利用 方法 等	<p>(対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手帳の所持者及び介助者（1名） <p>(利用方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者保健福祉手帳を提示して下さい。駐車場使用料も免除 <p>※詳しくは、施設にお問い合わせ下さい。</p> <p>TEL06-6877-7387</p>

◆ファインプラザ大阪（大阪府立障がい者交流促進センター）における使用料の減免

施設名	ファインプラザ大阪
利用の内容	ファインプラザ大阪は障がいのあるなしに関わらず誰もが安心して利用できる、スポーツ文化複合施設です。
対象 及び 利用 方法 等	<p>(対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人利用者は全額免除されます。（障がい者及びその介護者1名） ・障がい者団体が専用使用する場合は、使用料が半額免除されます。 <p>(利用方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人利用の障がい者の方で、初めて施設を利用される方は障がい者手帳等をご持参ください。 ・専用利用（各施設を団体が専用して利用すること）では予約が必要です。利用予約は、障がい者団体は1年前から、その他の団体は3か月前から受け付けます。 <p>※詳しくは、施設にお問い合わせ下さい。</p> <p>TEL072-296-6311</p>

※上記以外の府の施設においても使用料、入館料が減額又は免除される場合があります。
詳しくは、事前に利用される施設にお問い合わせ下さい。

○NTTの電話番号案内料が免除されます



対象者	障害者手帳をお持ちの精神障がい者
手続き方法	手帳をお持ちの方が電話番号案内（104番）を利用する場合、「ふれあい案内」と申し出、届け出た登録番号（電話番号）と暗証番号をオペレーターに申し出れば、番号案内利用料金が無料になります。
窓口	NTTふれあい案内担当 フリーダイヤル 0120-104-174 ※土・日、祝日、年末年始を除く

○携帯電話の割引サービスがあります



対象者	障害者手帳をお持ちの精神障がい者		
手続き方法	各社の電話取扱店に、手帳を用意して申し込む。		
窓口問い合わせ先	NTTドコモ	au (KDDI)	Soft Bank
各社の携帯電話から	局番なし「151」	局番なし「157」	局番なし「157」
一般電話から	0120-800-000	0077-7-111	0800-919-0157
サービス内容	割引内容は、各社で異なるので詳しくはお問い合わせください。		

○映画館・演芸場の料金の割引が行われる場合があります



対象者	障害者手帳をお持ちの精神障がい者
手続き方法	映画館・演芸場の券売場で障害者手帳を提示すると学生料金なみの割引が行われる場合があります。 (詳しくは利用される各映画館・演芸場にお問い合わせ下さい。)

○五月山緑地幹線園路の通行料が免除されます



対象者	池田市在住で障害者手帳をお持ちの精神障がい者
利用方法	手帳所持者が乗車して利用する場合、無料通行券が必要になります。
窓口	障がい福祉課



○五月山体育館の使用料が減免されます

対 象 者	障害者手帳をお持ちの方
利 用 方 法	五月山体育館で障害者手帳を提示すると、使用料が5割減免されます。 (詳しくは事前に、五月山体育館にお問い合わせ下さい。)
窓 口	五月山体育館 TEL 072-754-3336



○池田市施設循環福祉バスが利用できます

対 象 者	池田市在住で障害者手帳をお持ちの方及びその付添者 (介助者や小さいお子様など、原則1名)
利 用 方 法	障害者手帳を提示してください。 (詳しくは下記へお問い合わせ下さい。)
窓 口	高齢・福祉総務課

○NHK受信料が(半額・全額)免除されます

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・全額免除・・・障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合。 ・半額免除・・・障害者手帳をお持ちで、障害等級1級の方が世帯主であり、受信契約者の場合。
手 続 き 方 法	減免申請書に福祉事務所長の証明印を受け、NHKに提出する。
窓 口	障がい福祉課

※手続きには必ず障害者手帳をお持ちください。

○J:COM 高速インターネットの月額利用料割引サービスがあります

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳1級をお持ちの精神障がい者 ・障害者手帳1級をお持ちの精神障がい者の方と同居し扶養されているご家族
利 用 方 法	詳しい対象要件やサービス内容の説明等は下記へお問い合わせ下さい
窓 口	カスタマーセンター TEL 0120-999-000 (9:00~18:00)

○池田市立駐車場（ステーションNビル地下）の駐車場料金が割引になります。

対 象 者	障害者手帳をお持ちの精神障がい者
利 用 方 法	精神障害者保健福祉手帳を料金所で提示してください。 (2時間まで無料)
窓 口	池田市立駐車場 TEL 072-753-5661

○市立池田病院の駐車場が割引になります。

対 象 者	障害者手帳をお持ちの精神障がい者
利 用 方 法	精神障害者保健福祉手帳を1階ロビー駐車券お渡し口にて提示してください。 (平日夜間・土・日・祝日は1階時間外受付)
窓 口	市立池田病院 TEL 072-751-2881

○航空旅客運賃の割引

対 象 者	障害者手帳をお持ちの精神障がい者
利 用 方 法	航空旅客運賃が割引される場合がありますので、各航空会社にお問い合わせ下さい。
窓 口	各航空会社

○タクシー料金の割引

対 象 者	障害者手帳をお持ちの精神障がい者
利 用 方 法	タクシー料金が割引される場合がありますので、各タクシー会社にお問い合わせください。(割引率：1割)
窓 口	各タクシー会社

○重度障がい者タクシー利用券の交付

対 象 者	池田市在住で精神障害者手帳1級をお持ちの精神障がい者
利 用 方 法	タクシー運賃（初乗り運賃に相当する額）を助成するタクシー利用券を交付します。 (ひと月あたり2枚、申請日の属する月分から当該年度分を一括して交付) ※初乗り運賃を超えた分は本人負担となります。 ※上記のタクシー料金の割引と併用してください。
窓 口	障がい福祉課

医療

○後期高齢者医療制度への移行について

(1) 対象となる障がいの程度

- ・国民年金法等における障害年金：1・2級
- ・精神障害者保健福祉手帳：1・2級
- ・身体障害者手帳：1・2・3級および4級の一部
- ・療育手帳：A

(2) 内容

- ・65歳から74歳までの方で、大阪府後期高齢者医療広域連合が一定の障がいの状態にあると認められた方は、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。
- ・認定後も75歳になるまでは障がい認定の申請を将来に向けて撤回することが可能です。ただし、撤回届の提出が必要ですので、担当窓口までご相談ください。
※詳しくは下記の窓口までお問い合わせください。

(3) 窓口

保険医療課

○重度障がい者医療制度

(1) 対象者

- ・身体障害者手帳1・2級所持者
 - ・療育手帳A所持者
 - ・身体障害者手帳と療育手帳B1所持者
 - ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者
 - ・特定医療費（指定難病）・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金（または特別児童扶養手当）1級、もしくは所定の診断書により障害年金1級相当に該当する方
- ※いずれも期限が有効なもので、生活保護受給者（保護停止者以外）、他の福祉医療受給者を除く。

※所得制限があります。

(2) 内容

保険診療に係る医療費の自己負担の一部が助成されます。

(3) 手続き

下記窓口で「重度障がい者医療証」の交付申請をしてください。詳しくは下記窓口までお問い合わせください。

(4) 窓口

B後期高齢者医療・福祉医療窓口

○各種検診の一部負担金の助成

(1) 対象者

- ・ 市民税非課税世帯
- ・ 生活保護世帯
- ・ 身体障害者手帳 1 級～ 4 級所持者
- ・ 療育手帳 A・B 1 所持者
- ・ 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級所持者
- ・ 被爆者健康手帳所持者

(2) 内容

各種検診の料金を免除します。事前に健康増進課で身分証明書・該当する手帳を持参の上、免除証明書の交付を受けて下さい。(検診時に免除証明書がない場合は料金が必要になります。)なお、代理の方が申請される場合は、代理人の身分証明書もあわせてお持ちください。

(3) 窓口

健康増進課 TEL 754-6031

住宅

○府営住宅の総合募集で福祉世帯向けの区分に応募ができます

障害者手帳をお持ちの精神障がい者の方が、府営住宅の総合募集に応募する場合は福祉向けの区分(偶数月)に応募することができます。

⇒詳しくは 大阪府営住宅 千里管理センター(株式会社東急コミュニティー)

TEL 06-6155-2782

その他

○ヘルプマーク、ヘルプカード

(1) 対象者

市内に住所を有する、援助や配慮を必要としている方

- ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ・ 内部障がいや難病の方
- ・ 発達障がいの方
- ・ 妊娠初期の方
- ・ ヘルプカードの趣旨を理解した上で希望される方 など

(2) 内容

「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」には、連絡先や障がいの特徴、支援してほしい内容を記載する欄があり、障がいのある人がそれを提示することにより、周囲の人に必要な支援を求められるようになっています。

(3) 窓口

障がい福祉課

○駐車禁止除外指定車標章の交付を受けることができます

障害者手帳 1 級の交付を受けておられる方は、警察署に申請し認定を受けると、駐車禁止除外指定車標章の交付を受けることができます。(※)

※駐車禁止除外指定車標章を掲出していても駐車できない場所がございますので、詳しくは池田警察署へお問い合わせください。 池田警察署 TEL 072-753-1234

○大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度

(1) 内容

精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けておられる方は、大阪府より公共施設や商業施設などにおける移動に配慮が必要な方用の駐車区画等をご利用いただくための利用証の交付を受けることができます。

(2) 申請に必要なもの

- ・障がい者等用駐車区画利用証交付申請書
- ・精神障害者保健福祉手帳の写し
- ・利用証を郵送するための切手 (140 円)
- ・現在お持ちの利用証 (更新申請時)

(3) 窓口

大阪府 福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課 権利擁護グループ
〒540-8570 大阪市中央区大手前 2 丁目
TEL 06-6944-2362 FAX 06-6942-7215

詳しくは、ホームページを検索ください。

「大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/riyousyouseido/>

【ゆずりあい駐車区画】



福祉サービスの利用

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの支給申請を行う場合には、申請書のほか、次の書類のうちいずれかを添付してください。

- ① 精神障害者保健福祉手帳
- ② 精神障がいを事由とする年金を現に受けていることを証明する書類（国民年金、厚生年金などの年金証書等）
- ③ 精神障がいを事由とする特別障害給付金を現に受けていることを証明する書類
- ④ 自立支援医療受給者証（精神通院自立支援医療に限る）
- ⑤ 医師の診断書

○サービスの内容

（自立支援給付）

ホームヘルプ （居宅介護）	内容	調理、掃除、洗濯、買い物、清潔保持、通院など、居宅での生活全般にわたる介護を行います。
ショートステイ （短期入所）	内容	障がい者を介護している家族が疾病、冠婚葬祭、事故等の社会的理由もしくは私的理由により介護が困難になった場合や本人理由等により、施設に一時入所できます。利用にあたっては、利用者負担の他に、食材料費・日用品費等の費用を支払う必要があります。
グループホーム （共同生活援助）	内容	障がい者が地域社会の中で、食事の準備や金銭管理の助言、日常生活面における相談などの援助を受けながら共同で自立生活を送ります。家賃、食費、光熱水費、その他共通経費等が必要です。

（地域生活支援事業）

移動支援	内容	円滑に外出できるよう、移動を支援します。
------	----	----------------------

○窓口

障がい福祉課

※希望するサービスによっては、本人や家族に対して障がいや生活状況などについての調査を行い、必要とされる支援の度合いを示す「障害支援区分」の判定が必要となります。

サービスの利用をご希望の方は、障がい福祉課までご相談ください。

○サービスにかかる費用

障がい福祉サービスの利用に応じて、原則1割負担となりますが、所得に応じた月額上限がもうけられ、負担が重くなりすぎないようにしています。

(自立支援給付)

福祉サービス利用者負担上限月額表（所得に応じて4つの区分に分けられます。）

所得区分	所得区分の内容		負担上限の月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市民税非課税世帯		0円
一般1	市民税課税世帯	障がい者（所得割16万円未満）	9,300円
		障がい児（所得割28万円未満）	4,600円
一般2	上記以外		37,200円

(世帯の範囲)

種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者 (施設に入所する18, 19歳を除く)	障がいのある方とその配偶者
障がい児 (施設に入所する18, 19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

- ◆ 同じ世帯のなかで複数の方がサービスを利用しても、上記の4区分の月額負担上限額は変わりません。これを超えた場合は高額障がい福祉サービス費が支給されます。

(地域生活支援事業)

地域生活支援サービス利用者負担上限月額表

所得区分	負担上限の月額
生活保護	0円
市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯	4,000円

○食費等の実費負担に対する減額措置

通所施設等では、低所得、一般1（グループホーム利用者（所得割16万円未満）を含む。）の場合、食材料費のみの負担となるため、実際にかかる額のおおよそ3分の1の負担となります。

○生活保護への移行防止

負担軽減策を講じても、定率負担や食費等実費を負担することにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の負担上限月額や食費等実費負担額を引き下げます。

○日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者と社協との契約に基づき、福祉サービスの利用援助を行うものです。

(1) 利用できる方

福祉サービスの利用や日常の金銭・財産管理等が困難な次のような方

- ・ 認知症の方
- ・ 知的障がい者
- ・ 精神障がい者

※いずれも意思確認が可能な方に限ります。

(2) 内容

福祉サービスの利用援助

福祉サービスの利用手続き等をお手伝いします。

・ 金銭管理サービス

日常の預貯金の出し入れ、公共料金、家賃等の支払い代行を行います。

・ 通帳、証書類の預かりサービス

通帳・印鑑・年金証書・不動産権利証書等を社会福祉協議会でお預かりし、金融機関の貸金庫で保管します。

(3) 費用

	利用料 (1回あたり)	貸金庫利用料
生活保護受給者	0円	400円/月
市民税非課税	300円	
市民税課税で収入250万円未満	900円	
市民税課税で収入250万円以上	1,800円	

※預貯金がおおむね1,000万円以上の方は、ご相談ください。

(4) お問い合わせ/申し込み

池田市社会福祉協議会 TEL 751-0421

○障がい者入浴サービス事業

(1) 利用できる方

自力あるいは家族だけでは入浴が困難な、池田市在住で精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの精神障がい者。

(2) 内容

くすのき学園で入浴室の機械浴槽等を使用し、介護人による入浴サービスを提供します。

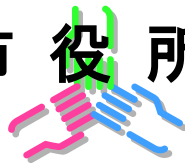
(送迎はありません。来所が困難な場合は移動支援サービス等をお使ください。)

利用回数は週 1 回までで、利用料は 1 回 4 0 0 円です。

(3) 窓口

障がい福祉課

池田市役所相談員



◆精神保健福祉について日常的な生活の相談・支援などを行っています。

- ★池田市障がい福祉課 TEL 752-1111 (代表)
- ★ご相談のある方は、事前にお問い合わせください。

※精神障害者地域活動支援センター「咲笑(さくら)」に委託

精神障がい者のための社会復帰施設等

○地域活動支援センター「^{さくら}咲笑」(日常的な相談、対応、地域交流活動を行うことにより、日常生活を支援し、社会復帰と社会参加の促進を図ります。)

★「社会福祉法人てしま福祉会」が運営

住所：563-0042 池田市宇保町 8-30 ジェムトレンド 101 号 電話：750-3230

○障がい者支援施設 (社会復帰と社会参加の促進を支援します。)

★アルパカ工房 「社会福祉法人てしま福祉会」が運営
就労継続支援B型

住所：563-0050 池田市新町 6-2 電話：734-8230

★ほのゆる 「社会福祉法人てしま福祉会」が運営
生活介護

住所：563-0042 池田市宇保町 8-30 ジェムトレンド 101 号 電話：750-3230



相談員



身近な問題について各種の相談・援助活動を行っています。

森田 伸一	TEL 750-3230 (水曜日 13時~15時) =咲笑内=
木崎 ふく子	TEL 754-5154 (平日 9時~15時)



就 労



○ハローワーク池田（公共職業安定所）

障がいのある方を対象とした専門窓口があります。お仕事の相談・紹介から、就職後のフォローアップを行っています。

また、職業訓練等の相談も行っています。

〒563-0058 池田市栄本町12-9 専門援助部門
Tel 072-751-2595 部門コード 42#
FAX 072-751-5848

○しごと相談・支援センター

地域就労支援コーディネーターに、就労の悩みを相談できます。就労に役立つ研修や講座の紹介、求人情報の案内など、相談者の悩みに応じて総合的にサポートします。（職業斡旋はしていません）

〒563-0050 池田市新町1-8 池田市立市民活動交流センター4階
水・金 10:00~16:00
Tel 072-751-0574 ※相談は事前予約制です。

○大阪障害者職業センター

就職や復職のための相談や職業評価、職業準備支援、職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援、リワーク支援等を行っています。

Tel 06-6261-7005 Fax 06-6261-7066

○大阪府による情報提供

障がい者の雇用、就労に関する具体的な事例等の情報を提供します。また、障がい者の就職や職業生活の充実に役立つ情報を提供しています。

大阪府雇用推進室就業促進課 障がい者雇用促進グループ
Tel 06-6360-9077 Fax 06-6360-9079

大阪府障がい福祉室自立支援課 就労・IT支援グループ
Tel 06-6944-9177 Fax 06-6942-7215

○就労移行支援

(1) 対象者

18歳以上の障がい者及び難病患者等

(2) 内容

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

(3) 窓口

障がい福祉課

◇池田市内の事業所

- ・ 池田市立くすのき学園

池田市五月丘3-4-7 TEL 753-8558

- ・ すたぁりっとワーク 千里電商校

池田市空港1-8-14 3階 TEL 050-3091-3817

○就労継続支援A型

(1) 対象者

18歳以上の障がい者及び難病患者等

(2) 内容

一般企業等への就労が困難な人に、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

(3) 窓口

障がい福祉課

◇池田市内の事業所

- ・ 就労支援事業所ちえの輪池田五月山

池田市栄本町7-6 ホープ池田栄本町1階

TEL 072-737-6333

- ・ 就労支援事業所ちえの輪池田

池田市栄町5-5 IO池田1階

TEL 072-734-8761

- ・ らいふテラス

池田市石橋3-1-11大空第2ビル2階

TEL 072-736-9570

- ・ 就労継続支援A型 みやび

池田市呉服町2-20クレハ220-602号

TEL 072-748-1070

- ・ ライラック

池田市槻木町7-13シラテック池田1階奥号室

TEL 072-734-7679

- ・ Rocca

池田市新町10-8植村ビル1階

TEL 072-752-0800

○就労継続支援B型

(1) 対象者

18歳以上の障がい者及び難病患者等

(2) 内容

一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

(3) 窓口

障がい福祉課

◇池田市内の事業所

- ・ 池田市立くすのき学園
池田市五月丘3-4-7 TEL 753-8558
運営主体 社会福祉法人産経新聞厚生文化事業団
- ・ ソシオワーク
池田市城南3-4-8 TEL 752-1970
運営主体 社会福祉法人池田てぞろ福祉会
- ・ ワークスペースさつき
池田市鉢塚1-2-1 TEL 752-5611
運営主体 社会福祉法人産経新聞厚生文化事業団
- ・ 就労継続支援事業所 タイム
池田市室町11-27 TEL 753-7205
運営主体 一般社団法人シエスタ
- ・ 就労継続支援B型 くらいむ
池田市旭丘1-11-19 TEL 743-9141
運営主体 株式会社PROUD
- ・ スマイルファーム細河
池田市古江町224-1 TEL 737-9886
運営主体 NPO法人トイボックス
- ・ しょくサポート池田
池田市鉢塚3-15-5A 2階 TEL 734-8932
運営主体 株式会社しょく
- ・ あいあい
池田市神田3-20-16 TEL 750-2250
運営主体 株式会社健康創生館

関 係 機 関

機 関 名	内 容	所在地（電話・FAX）
池田市福祉部 障がい福祉課	手帳の新規/更新等の申請 自立支援医療費の新規/継続等の申請 社会復帰・日常生活相談 福祉サービスの利用相談	〒563-8666 池田市城南 1-1-1 Tel 752-1111（代表）
大阪府池田保健所	こころの健康相談（統合失調症、うつ病、 高齢者のこころの健康、アルコール・薬 物・ギャンブル等依存症などについて）、 身体障がい児、小児慢性疾病児等の療育 相談、指定難病などの相談に応じていま す。	〒563-0041 池田市満寿美町 3-19 Tel 751-2990 Fax 751-3234
(社福)池田市社会 福祉協議会	ホームヘルパー派遣のサービスを 提供しています。	〒563-0025 池田市城南 3-1-40 池田市保健福祉総合センター Tel 754-6060 Fax 754-6076
地域活動支援 センター 「咲笑（さくら）」	社会復帰と社会参加の促進をはかるこ とを目的に地域で生活している精神障がい 者の日常生活全般にわたる具体的支援・ 相談業務を行います。	〒563-0042 池田市宇保町 8-30 ジェムトレンド 101 号 Tel 750-3230 Fax 750-3239
大阪府こころの 健康総合センター	専門相談では、アルコール、薬物、ギヤ ンブル等の依存症に関しての相談や、自 死遺族の方の相談を行っています。 こころの電話相談では、こころの病やこ ころの健康に不安をお持ちの方、医療機 関や障がい福祉サービスの情報などを 知りたい方のために電話相談を行って います。	〒558-0056 大阪市住吉区万代東 3-1-46 Tel 06-6691-2818（専門相談） 06-6607-8814（こころの電話 相談） Fax 06-6691-2814 ホームページ http://kokoro-osaka.jp/
障がい者 110 番	権利擁護や福祉サービスの受給などの相 談について専従の相談員が応じます。 電話、Fax などで受付し、関係機関など との連携を保ちながら問題の解決を行 います。	大阪府立福祉情報コミュニケーシ ョンセンター内盲ろう者等社会参 加支援センター（平日 9 時～17 時） Tel 06-6973-0110 Fax 06-6748-0589 ※FAX・留守番電話は土日祝含め 24 時間受付
大阪府社会福祉協 議会 地域福祉部 権利擁護推進室	知的障がい・精神障がいなどにより、判 断能力が十分でない方の権利侵害や困り ごと、成年後見制度利用などについて相 談を受ける関係機関を対象に、電話相談、 弁護士と社会福祉士による専門相談（来 所）を行っています。	〒542-0065 大阪府中央区中寺 1-1-54 大阪社会福祉指導センター Tel 06-6191-9500 ※平日 10 時～16 時 Fax 06-6764-7811
民生委員・児童委員 （池田市 福祉事務所）	地域福祉に関わる各種の相談に応じ必要 な支援につなぎます。	〒563-8666 池田市城南 1-1-1 池田市福祉部高齢・福祉総務課 Tel 752-1111
ハローワーク池田 （公共職業安定所） 専門援助部門	障がいのある方を対象に、お仕事の相 談・紹介等を行っています。	〒563-0058 池田市栄本町 12-9 Tel 751-2595 部門コード 42 号 Fax 751-5848

機 関 名	内 容	所在地（電話・FAX）
豊能北障害者就業・生活支援センター	就業又は就業に伴う日常生活上の支援を必要とする障がいのある方に対し、地域の福祉関係機関や雇用関係機関などと連携を取りつつ、一体的な相談支援を行います。	〒562-0015 箕面市稲 1-11-2 Tel 072-723-3818 Fax 072-723-8803 ※平日 9時～17時

池田市障がい者団体

池田市精神障がい者家族会 「てしま会」	精神障がい者の家族が相互に学び合い、支え合い、励まし合って精神障がい者福祉の向上をめざして設立されました。社会参加を目指す当事者家族のためのサポートをしています。	〒563-0025 池田市城南 3-1-40 (池田市保健福祉総合センター2階 池田市障害者団体連合会) Tel/Fax 753-6776
当事者会 「ムジャンマ」	当事者同士の親睦を図り、精神障がい者に対する福祉を考えることを目的としています。	〒563-0042 池田市宇保町 8-30 ジェムトレンド101号(咲笑内) Tel 750-3230 Fax 750-3239

